公募型プロポーザル説明書

1　業務概要

(1)　業務の目的

広島県職員の行動理念を実現できる者を採用するため、広島県の業務内容、職員としてのやりがいや職場の雰囲気などに併せて採用試験制度や処遇などの情報を広く提供するための広島県職員採用案内を作成する。

(2)　業務内容

別紙「令和９年度広島県職員採用案内デザイン及び印刷業務仕様書」のとおり

(3)　履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

(4)　予算額

1,684 千円

2　注意事項

(1)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和８年 11 月 26 日（木）　午後５時

(2)　仕様書等に対する質問書提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）　午後５時

(3)　上記(2)に対する回答日等

令和８年 12 月１日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4)　提案書提出場所及び期限

①　提案書提出場所

広島県人事委員会事務局公務員課

②　提案書提出期限

令和８年 12 月８日（火）　午後５時

(5)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

①　公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア　公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式１】

イ　法人概要説明書【様式４】

ウ　電子データの保存等に関する申出書【様式５】

エ　広島県の納税証明書（発行日が申請日から３か月以内のもの）※

オ　消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から３か月以内のもの）※

※　令和６年広島県告示第 607 号（令和７年から令和９年までの間において県が行う物品および役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって資格を認定されていない者に限る。

②　申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③　申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④　申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6)　仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

①　仕様書等に対する質問がある場合は、上記「２(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。

≪送付先アドレス≫ koumuin@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和９年度広島県職員採用案内デザイン及び印刷業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県人事委員会事務局公務員課）へ電話により着信の確認を行うこと。

電話：(082)513-5144（ダイヤルイン）

②　上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7)　最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

①　最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

②　上記の通知を受けた者は、広島県人事委員会事務局公務員課に対してその理由説明を求めることができる。

③　この説明を求める場合は、令和８年 12 月 14 日までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④　上記に対する回答は、令和８年 12 月 15 日までに、書面により行う。

(8)　支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(9)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10)　参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12)　提出された提案書について

①　提出された提案書は、返却しない。

②　提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

３　契約事項

(1)　公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2)　契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の３の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- ■ 公告の写し
- ■ 仕様書
- ■ 契約書（案）
- ■ 企画提案書作成要領
- ■ 提案書評価基準
- ■ 様式類

【様式１】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式２】仕様書等に対する質問書

【様式３】取り下げ願い書

【様式４】法人概要説明書

【様式５】電子データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】
広島県人事委員会事務局公務員課　（担当　五反田）
電話　082－513－5144（ダイヤルイン）